

浜松市消防吏員人事考課要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。)第40条第1項の規定に基づき、消防吏員(以下「職員」という。)に関する人事考課の実施について必要な事項を定める。

(人事考課の基本)

第2条 人事考課は、職員の職務遂行に当たって発揮された業績、能力及び態度について一定の期間と手順を定めて客観的、合理的かつ公正に評価することにより行う。

2 主任以下の職員を対象とする人事考課の手順には、当該職員による自己評価を取り入れるものとする。

3 考課基準及び考課項目を公開し、人事考課に対する透明性を高めるとともに職員の能力育成に資するものとする。

4 考課結果は、職員の意欲の向上及び組織の活性化を図ることを目的として、職員の能力開発、指導育成、公正な任用及び給与支給の資料として活用する。

5 人事考課には、職位に応じ、職務に対する意欲的かつ創造的な取り組みを評価する考課項目を設けるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 考課者 人事考課を行う者

(2) 被考課者 人事考課を受ける者

(3) 調整者 考課者が行った考課について調整を行う者

(人事考課の種類)

第4条 人事考課の種類は、一般人事考課及び特別人事考課とする。

(一般人事考課)

第5条 一般人事考課は、消防長が一般人事考課を実施することが適当でないとする職員を除き、すべての職員に対し実施する。考課基準日は、毎年6月1日及び12月1日の2回とする。

2 一般人事考課の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、前回の一般人事考課基準日の翌日(新規採用者で一般人事考課を初めて受けるものにあつては、その採用の日)以降当該考課の考課基準日までの期間とする。

(一般人事考課の考課者等)

第6条 一般人事考課の考課項目、被考課者、考課者及び調整者(以下「考課者等」という。)は、消防局勤務職員にあつては別表第1、消防署勤務職員にあつては別表第2に掲げるとおりとする。ただし、別表第1、第2に被考課者としての指定がない者につい

ての考課者等は消防長が定める。

- 2 別表第1及び別表第2に掲げる考課者のうち、下位の考課者がいない場合は、上位の考課者が下位の考課者を兼ねるものとする。
- 3 消防長は、被考課者の考課者に事故等があり一般人事考課を実施できない場合においては、別の者を考課者として指定する。
- 4 消防長は、主幹以下の被考課者の適正な人事考課を行う上で必要があると認めるときは、考課者をして被考課者の考課項目に関する情報を収集させることができる。
- 5 消防長は、第一次考課者となるべき者が複数いる場合は、所属長をして当該考課者を指定する。

(一般人事考課の考課書等の調製)

第7条 考課者は、一般人事考課の実施結果を人事考課書として調製しなければならない。

- 2 第一次考課者は、考課をする上での参考として、職員の日常の執務状況について執務状況記録書を作成しなければならない。
- 3 主任以下の職員の第一次考課者は、考課を実施するに当たり、被考課者からの自己評価を受けた後、面談を実施しなければならない。
- 4 人事考課書及び執務状況記録書(以下「人事考課書等」という。)の様式及び記載要領については、別に定める。
- 5 考課者又は調整者は、人事考課書等について、消防長が定める日までに消防長へ報告しなければならない。

(特別人事考課)

第8条 特別人事考課は、次の各号に掲げる職員について、消防長が定める日を考課基準日として実施する。

- (1) 条件附採用期間中の職員で、その採用の日から起算して5月を経過した者(消防長が特別人事考課を実施することが適当でないとする者を除く。)
 - (2) 前号に掲げる職員のほか、消防長が必要であると認める職員
- 2 特別人事考課の対象期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める期間とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 その採用の日から当該特別人事考課の考課基準日まで
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 消防長が別に定める期間

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、人事考課の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に指定を受けている考課者及び調整者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の給与支給の資料として活用する部分は、管理職手当を受給しない職員については、当分の間試行とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の給与支給の資料として活用する部分は、管理職手当を受給しない職員については、当分の間試行とする。

別表第 1 (第 6 条関係)

被考課者	考課者			調整者
	第一次考課者	第二次考課者	第三次考課者	
次長	消防長	-	-	-
課長 担当課長	所管次長	-	-	消防長
副参事 専門監 消防航空隊長 課長補佐	課長	所管次長	-	消防長
主幹 副主幹	消防航空隊長、 課長補佐 又は課長の指 定する者	課長又は担当 課長	-	所管次長
上記以外の対 象職員	主たるグルー プ長又は課長 の指定する者	消防航空隊長、 課長補佐又 は課長の指 定する者	課長又は担 当課長	所管次長

別表第 2 (第 6 条関係)

被考課者	考課者			調整者
	第一次考課者	第二次考課者	第三次考課者	
署長	所管次長	-	-	消防長
副署長 専門監	署長	所管次長	-	消防長
主幹 出張所長 副所長	副署長又は専 門監	副署長(ただ し、副署長が 第一次考課者 の場合は除 く。)	署長	所管次長

副主幹	主幹、出張所長又は副所長	副署長又は専門監	副署長（ただし、副署長が第二次考課者の場合は除く。）	署長
上記以外の対象職員（本署）	主たるグループ長又は副主幹	専門監又は主幹	副署長	署長
上記以外の対象職員（出張所）	出張所長、副所長又は副主幹	専門監又は出張所長（ただし、出張所長が第一次考課者の場合は除く。）		